

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年10月31日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターを活用した退院への動機付け支援事業委託

(2) 業務内容

精神科病院に長期入院している方を対象に、ピアサポーターによる退院に向けた動機づけ支援や、生活イメージ作り等を行い、また、精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業（以下、「訪問支援事業」という。）と連携し、生活環境の調整など地域生活への移行を支援することで、本人の意思決定の機会を尊重し、本人が希望する地域生活の実現につなげ、権利擁護を図るとともに、地域移行を推進することを目的とする支援事業の実施

- ① 病院訪問時に活用する資料等の準備
- ② 病院訪問前の実施調整
- ③ 退院に向けた最適な地域支援者の検討及びマッチング
- ④ ピアサポーターによる退院への動機付け支援
- ⑤ 訪問支援事業との連携
- ⑥ 成年後見制度に関する対応
- ⑦ 権利擁護
- ⑧ 障害者虐待に関する関係機関との連携
- ⑨ 記録の整備

(3) 履行場所

世田谷区民が入院する精神科病院、受託者の事業所、障害保健福祉課等

※ここでいう世田谷区民とは、精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む。以下同じ）に入院する精神障害者のうち、世田谷区の地域移行支援の対象となるものを指す

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和6年～7年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと（同政令第 167 条第 1 項において準用する場合も含む）。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書を評価する基準は、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 事業趣旨の理解
- (2) 実施計画の内容
- (3) ピアサポーターに対する支援に関する事業の実績
- (4) 独自提案・アピール性
- (5) 本事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制等）
- (6) 病院訪問時やその他で活用する資料等について
- (7) 実施体制（見積金額の妥当性、職員の配置体制等）
- (8) 事業開始までの計画性
- (9) 業務実績
- (10) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (11) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制

5 手続き方法等について

(1) 説明書の交付期間、場所および方法

- ① 交付期間：令和 4 年 10 月 31 日（月曜日）から 11 月 14 日（月曜日）午後 3 時まで
- ② 交付方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限：令和 4 年 11 月 14 日（月曜日）午後 3 時必着
- ② 提出方法：メールまたはファクシミリにより送付すること。

送付先：「7 本件担当部課」に記載の障害保健福祉課メールアドレス

ファクシミリ番号：03-5432-3021

（ファクシミリの場合は受理確認の連絡を必ず取ること）

(3) 辞退方法

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ①提出期限：令和4年12月15日（木曜日）正午まで（必着）
- ②提出先：後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口
- ③提出部数：原本1部、副本7部
- ④方法：持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和5年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。
- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要するものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 本件業務を第三者に再委託してはならない。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。
- (13) 詳細は説明書による。

7 担当部課

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当
(世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口)

担当者：倉島、小澤

郵便番号：154-8504 所在地：世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03-5432-2386 ファクシミリ：03-5432-3021

電子メールアドレス：SEA03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp